

# 建設水道常任委員会

平成23年9月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎紀 良治	中川 靖広	小野 隆雄
木澤 正男	木田 守彦	
嶋田 議長		

## 2. 欠席委員

吉野 俊明

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、木田委員

委員長 おはようございます。ただ今の出席委員は5名で、吉野委員より欠席の連絡を受けております。

ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに町長のご挨拶をお受けいたします。小城町長。

町長 おはようございます。吉野委員以外、委員皆様方ご出席たまわりまして、ありがとうございます。本会議からの付託案件はございませんけれども、継続審査の関係につきましては、都市基盤整備事業に関することについて、特に公共下水道事業に関することについて、発注した事業が順調に進んでおりますものの、無事故・無災害ということで、担当あるいは職員に対して申しあげております。あと②の都市計画道路の整備促進に関することについては、法隆寺線等については、1件の関係については鋭意努力をしながら、対応してまいっております。あと③JR法隆寺駅周辺整備事業についても、この関係も、5号線の駅前北口広場の歩道の関係等については、1軒の関係等についても、相続の方についていろいろと話しをさせていただいてますけれども、なかなか対応をしていただけないというのが現状でございます。あと各課報告事項につきましては、コンビニ収納及びペイジー収納の導入についての関係については、担当から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小野委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付いたしておるとおりでございます。

初めに、1. 継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。  
上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料－１をご覧ください。

最初に平成２３年度の下水道工事進捗状況でございます。平成２２年度から２ヶ年継続事業として取り組んでおります稲葉汚水幹線工事（図中赤色路線）、稲葉車瀬１・２丁目地内６工区－１工事（図中水色路線）、龍田３丁目地内４工区－７工事（図中黄色路線）では、８月の事前委員会でご報告いたしました状況と同様に下水道管渠の埋設工事を順調に進めているところでございます。

次に、龍田西６丁目地内１工区－１４工事（図中緑色路線）では、ガスパイプの移設工事が完了し現在、町上水道管の移設工事を進めております。

また、神南４丁目地内２工区－９工事（図中オレンジ色路線）では、地下埋設物の調査及び、事前の家屋調査を進めております。

次に、神南３丁目地内２工区－１０工事（図中うす黄色路線）、稲葉車瀬１丁目６工区－２工事（図中青色路線）、法隆寺西３丁目から法隆寺１丁目地内２５工区－１工事（図中ピンク色路線）の４路線を、９月１５日に入札を予定しており、平成２４年３月１５日の完了に向けて進めてまいります。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料２枚目をご覧ください。平成２３年度８月末現在の状況でございます。

８月の事前委員会でご報告いたしました申請件数１４０件から７件の申請をいただき申請受け総数は２，３９１件、利用世帯数は２，６３１世帯となりました。また、接続率は６１．９％でございます。

次に、融資あっせん利用数、及び浄化槽雨水貯留施設への転用数につきましては、前回報告いたしました件数から増減はなく、融資あっせん利用数３４件、浄化槽雨水貯留施設転用申請数３２件でございます。

今後も、公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさ

せていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは継続審査、都市基盤整備事業に関することのうち②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

稲葉車瀬区間において予定されております白山神社付近の道路改良工事については、9月末の工事発注に向けての準備が順調に進められているというふうに聞いております。また、地元水利組合との最終確認等を今後行われまして、いかるがパークウェイ推進協議会及び地元自治会への工事説明会を経て、10月の農繁期以降において現地での工事着手をされていくと確認しております。

なお、予算確保について要望活動の関係でございますが、国では平成24年度の予算編成作業が本格化する時期にもなりますことから、9月8日でございますけれども、いかるがパークウェイの予算確保の財務省政務三役に対する要望書について、町長が財務省の要望等の窓口である担当課を訪問いたしまして、要望書を提出していただいたところであります。

次に、三室交差点までの間の道路計画の検討状況でございますが、先般の委員会でも報告しておりますが、6月20日の警察との協議による指摘事項を踏まえて奈良国道事務所において計画の修正等がまとめられましたことから、先般、8月31日になりますけれども、紅葉ヶ丘自治会の代表者数名の方々に対しまして修正案を提示いたしましてご意見を賜ったところでございます。概ね車両等の動線計画についてはご理解をいただ

き、近々、当自治会で組織されております検討委員会に計画の説明を行っていくことになっております。また、平行して沿道の他の自治会等との協議についても奈良国道と現在、日程等の調整も行っており、計画をまとめるための設計協議を進めていくこととなっております。

次に、法隆寺線整備事業であります。8月初旬に交渉を行って以降、相手方に会えておりませんが、これまで、電話での交渉日程等の調整を行ってきており、ようやく、今月19日に交渉にお伺いする予定になっております。引き続き、ご協力いただけるよう用地交渉を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 パークウェイの予算に関することですが、9月8日にその要望に行かれて、国のほうは返事をいただいたんですかね。

都市整備 財務省への要望書の提出ということで、直接、担当者と会えるということではなしに、要は、財務省への各方面からの要望など受け付ける窓口がございまして、そのほうへ、当いかるがパークウェイの整備促進と予算の確保の要望について町長のほうから届けていただいたということでございます。

木澤委員 前回もこの質問はさせてもろうたんですけれども、3月11日に起こった東日本大震災の復興の財源の問題もありましてね、今また、今、台風12号の被害なんかで道路が崩れてしまうというようなこともあって、復旧を急がれる方面にやはり予算は優先的に回していくという考え方も必要ではないかと思っております。別に要望すること自体悪いといっているわけではないんですけれども、そうしたことも配慮しながら、活動、取り組みを行っていただきたいなと思っておりますので、意見として申しあげておきます。

委員長 他ないですか。 小野委員。

小野委員 私が手を挙げましたので、こないだの一般質問の続きをやろうかと、そんなつもりはないんですけども。今、同僚委員からも言っていますけれどもね、財源は都市計画道路、法隆寺線のそれで、例の場所、公民館から供用開始していないところ、それを施工されておるんでね。だけれども、一般質問では、私はそういうところで議論はしませんということで言って、他の場所でしますと言うてね。あの答弁でね、公民館の通路、今まであった通路の機能を確保するため、ちょっと資料を持って来なかったから、ちょっと違うかもわからないけど、ニュアンス的にはそれで施工したので、だけど、あの事業自体は都市計画道路の法隆寺線をするための事業費ですよ。ひとつの公民館の通路を確保せんなんためにしたんじゃないわね。だからまあ、言い逃れやということで、私は見過ごしているんですけどもね。ぜひとも、私が教育委員会のほうにも提案しているようにね、25号線までの、それはまだいつのことかわからない、その状態でね、施工もしてある、そして、幅員全体の半分は私有地を買収してのことです。公民館という町の施設であります、管理は教育委員会という別のことでありますけれども、住民の目から見たら、まったくそれは町のものなんです。どう見てもね、教育委員会であると、こちらでは違うということがあってもね、責任者が違うだけでね、全く一緒のものなんです。だから、ぜひとも整備課から教育委員会に、整備課からということは町長からもね、教育委員会ともいろいろ交渉して、どないかしてあこを使っていく。そら使っていくことは危険なことは確かなんです。だけど、それらを危険だからという、あそこをオープンしないでそのまま放っておいたらよかったです。あこまで行けるということは、公民館への通路を整備とし、計画道路の費用で、機能を保ったと、中へ入ることができるようにしたということやからね。ぜひともそれらを実現できるようにね、事業部からも働きかけてもらいたいと思うのですが。そこらは無理な話というふうになってしまうのか、その教育委員会次第とおっしゃるのか、それはどうなんですかね。

都市建設  
部長

委員が今おっしゃっていただきましたように、この法隆寺線の築造におきまして、当然、都市計画道路を造るということで、国からも交付金を受けながら事業をしたわけですけれども。一般質問でご答弁をさせていただきましたなかで、公民館の通路機能の確保をしたということは、これは結果的な話でございます、目的は道路を造ると。まだ先ほど1件の部分が、国道際で用地が確保できていないことによりまして、開通できないがために、当面は機能の確保という状態で置いておくわけですけれども、機能を確保するために道路を造ったわけではないということでございます。先ほど委員がおっしゃっていただきましたように、危険なことはわかるけれども、せつかくお金を投入しているんやから、有効に住民の方に使っていただけるようにということでございますけれども、今のところ、やはり一般質問で答弁させていただきましたように、教育委員会のほうも施設の安全性といいますか、の観点からですね、今のところ、教育委員会としても開けるということはいかななものかということでご答弁させていただいたと思うんですけれども。また状況も、今の状況では、こういったご意見はいただいておりますので、教育委員会のほうにもお話はいたしますけれども、なかなかちょっと難しいのではないかとこのふうにご理解願いたいと思います。

小野委員

ぜひともね、施工した事業部としても、住民の利便性を最優先していただきたい。働きかけを常時やっていただきたいと思います。教育委員会には、私は昨日も決算委員会終了した後、総務委員会に行きたかったなというような独り言も言ってましてんけれどもね。その都度、教育委員会にも私は働きかけようと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。

委員長

他、よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備 それでは、都市基盤整備事業に関することのうち、③ J R 法隆寺駅周辺  
課長 整備事業に関することについて報告をさせていただきます。

前回の委員会以降、主だった進捗はございませけれども、先ほど町長のほうから話がありましたように、駅北口の南北の町道 3 1 2 号線、駅のほうでは 5 号線と呼んでおりますけれども、この整備の関係について、路線東側において残っております 1 件について、引き続き権利者宅を訪問し、用地交渉の場を設けていただくようお願いしておりますところですが、依然として用地交渉の場についていただけていないという状況でございますので、今後も粘り強く対応に努力し、できるだけ早く、具体的な用地交渉ができる状況づくりに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上簡単ではありますが、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 今、北口のほうについて報告をしていただいたんですけど。南口のほうは、以前、住民の皆さん、地権者の方から意見があって調整されているということで報告いただきましたが、その後進展等はございませんか。

都市整備 2 2 年 1 1 月になりますけれども、地元の 3 自治会と影響があると思われ  
課長 れる権利者の方々に対しまして説明会をさせていただいた後、関係する地権者を個別訪問等させていただきまして対応させていただいた。その中でいろいろご意見をいただいているところなので、今年度におきまして、そ



ういったご意見も踏まえまして、現在、調査発注をしております、前回の説明会等で示させていただきました関係等の計画の考え方等につきまして、今現在、見直し・修正等を行っております、それらがまとまりましたら、また警察あるいは、関係機関とも協議をいたしまして、地元と合意形成を図れるよう進めていきたいというふうに考えているところでございます。

木澤委員 十分に地元の方の意見を反映した計画にさせていただきたいと思いますが、やはりこの委員会でも十分議論ができるように、全部終わってから、これでやりますという形で提案していただくのではなくて、きちっとこの委員会での議論も反映できる形で、また計画については示させていただきたいなと思いますので、要望しておきます。

委員長 他、よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、理事者の報告を求めます。 西本総務部長。

総務部長 それでは、各課報告事項、(1) コンビニ収納及びペイジー収納の導入についてのご報告を申し上げます。昨年12月の当委員会において、町税等の納付に係るコンビニ収納・ペイジー収納の導入について、平成24年4月から導入する旨のご報告をさせていただきましたが、コンビニ収納・ペイジー収納を導入するにあたり、その収納事務を委託する事業者が決定いたしましたので、あらためてご報告を申し上げます。

収納事務委託事業者の決定にあたりましては、公募型プロポーザル方式により募集を行い、コンビニ収納、ペイジー収納、それぞれ各1社から企画提案書の提出がありました。提出されました企画提案書については、役場庁内に設置いたしました審査委員会において、税においては、地方自治法施行令第158条の2、水道料金については、地方公営企業法第2条及び第33条の2において、公金収納事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者に対してのみ収納事務を委託することができる旨、規定をされていることから、慎重に企画提案書の審査を行ったところであります。

このことから、審査を行いました内容につきましては、事業者の経営の安定性・収納業務の遂行にかかる支障の有無、準備期間及び本番稼働時の協力体制、情報管理、収納金の安全確保対策、費用等について、また、コンビニ収納においては31項目、ペイジー収納においては15項目についてそれぞれ審査を行い、いずれの項目においても、地方自治法施行令あるいは地方公営企業法で規定されている、収納事務を委託することができる事業者として基準を満たしていることから、コンビニ収納・ペイジー収納それぞれ1社のみでの参加でありましたものの、その者を委託事業者として決定いたしました。委託事業者について、コンビニ収納にあつては地銀ネットワークサービス株式会社、ペイジー収納にあつては南都コンピュータサービス株式会社でございます。

今後におきましては、関係機関との協議、システムのテスト、住民周知等を行いました上で、予定通り平成24年4月からコンビニ収納・ペイジー収納の取扱いを行ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員

直接的には入札のことでいうと総務委員会の管轄になるのかなと思いますけども、今ちょっと報告をいただいて、それぞれ各1社でプロポーザル

方式でということで、規定上クリアできているので入札が認められるということでおっしゃいましたけども。これ先輩議員が一般質問等で質問されていましたが、入札の成立ですね。1社しか申し込みがなくても、部長は成立とおっしゃいましたが、そのこのところ、もうちょっと説明いただけますか。

総務部長

先ほどのご説明でも申しあげましたけれども、公金収納事務の委託にあたっては、関係法令において、一定の規定、先ほど申しあげましたけれども、公金収納事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者に対してのみ収納事務を委託することができるというふうに定められておりますことから、選定にあたっては、コンビニ収納においては31項目、ペイジー収納においては15項目の審査を行ったところです。審査結果については、いずれの項目についても、収納事務を委託することができる事業者としての基準を満たしており、特に収納事務の委託を行うにあたって重要な要素となります、事業者の経営の安定性、導入実績、個人情報等の管理体制、経費等に関する項目において高い評価となりましたことから、コンビニ収納・ペイジー収納それぞれ1社のみの提案でありましてけれども、その者を委託事業者として選定することについて問題はないと考えております。

また、委託事業者の選定にあたっては、これは、入札じゃなしに公募でございますので、プロポーザル方式による公募を行っておりますので、事業者が企画提案書を提出される段階では、何社が応募されているかは不明であるということからも、競争原理についても確保はされているのではないかと、このように考えております。

木澤委員

結果として、それぞれ1社しか公募がなかったということですが、町は元々、どれくらいの会社がそういう能力をもっているところがあるというのは事前に調査されているかなと思うんですけれども、その段階ではどれくらい予想されていたんですか。

総務部長 この収納業務代理を行う業者につきましては、今申しました業者以外にもいくつか業者はございますし、当然インターネットまた告示等で公募募集しました関係で、そちらのほうからも何社かは応募があるものと、このようには思っておりましたが、結果的に1社となってしまったということでございます。

木澤委員 もう少しいろいろ聞かせていただこうと思ったら総務委員会のほうでやるべきなんでしょうけれども、最後に1個だけ。公募の形というのは、当然指名じゃないと思うんですけれども、一般競争入札という形で理解したらいいんですか。

副町長 公募型プロポーザル方式というのは一般競争入札です。広く全国の業者さんに呼びかけて、参加してくださいよということで、行使をするわけです。その中で、業者さん地域性もございます。やはり地元、業務エリアもございます。今また他でやっていることもございますので、人数の問題もございますので、今、この地域性で1社しか業者がなかったと。当然、もちろんコンビニ収納も、NTTデータとか三菱UFJとかいろいろありますけれども、今申しあげましたように、地域性もございますので1社しかなかったと。当然、公募型のプロポーザルですので広く業者を募集しておりますので、1社で企画書を提出されてもその入札は成立するという事になっております。

委員長 よろしいですか。他にございませつか。 中川委員。

中川委員 これコンビニ収納とペイジー収納とどれくらいの、前回も聞いたかなと思うねんけれども、どれくらいの費用がかかりますの。

総務部長 導入する費用の関係でございすけども、導入時、平成23年度、導入時の一時的費用といたしましては、前は2千万円程度と申しておりますけれども、今回、業者が決まりました中で、町税と上水道料合わせて1、

350万円程度になります。またランニングコストとして、来年度、平成24年度からの共同センターやコンビニ収納代行利用料、システム保守料等を含めまして、約350万円、これも町税と上水道料を合わせた金額で見込んでいるところでございます。またこれにつきましては、一部課金制といたしますか、従量制といたしますか、利用者が増えてきましたらランニングコストは手数料が発生しますので上がってきますけども、24年度は350万円程度を見込んでおります。

中川委員 その350万円程度の見込み、利用者が増えると手数料、支払いも増えるとおっしゃったんですが、その350万というのは何件ぐらいを見込んで350万円となっていますねやろう。

総務部長 何件といたしますか、納税者、口座振替を除く納税者のだいたい当初は25%程度を見込んでおります。

中川委員 口座振替は自動的に落ちるやつでしょ。口座振替を除いた人の25%、実際これを導入したからいうて、滞納の人が減るとか、ただ住民サービスの一環であって、町の負担が増えるだけやという認識でいいのかな、町もそう思っはんのかな。

総務部長 このへんにつきましては、効果といたしますか、この導入につきましては、全国で20団体のうち、このコンビニ収納により収納率が向上した団体というのは全国で3団体程度にとどまっているということで、直接、このコンビニ収納・ペイジー収納の導入が収納率向上に直ちに結びつくものではないと考えております。しかし、おっしゃいましたように、いろいろな納税環境を整備する中で、やはりコンビニ収納・ペイジー収納を導入して、その住民サービスの向上に向けた新たな取り組みを行っていくことは意義があるものと、このように考えているところでございます。

副町長 それと、徴税コストから言いますと、たとえば水道でもいっしょなんで

すけれども、水道でも1回督促状を出します。そして、1週間後にまたもう1回督促状を出して、またもう1回その後にも出して、最後は水道は止めますよというてまわってきますけれども、今、お客さんについては口座振替率がだんだん減ってきております。口座振替率というのは町税もいっしょですんで、以前は相当ありましたけれども、だんだん減ってきております。楽だといえば楽ですけれども、特に町税が減ってきております。そうした中で、身近なコンビニで納められるということで、ちょっと役場へ行くのは面倒くさい、銀行へ行くのは面倒くさいという方が、コンビニで納めてもらえば、その督促の回数も減ってまいりますので、こちらの、役場の人件費、トータルの徴税コストは減ってこようかと考えております。そして今、西本部長、徴収率、3団体が上がっておると申しました。今、全国的には約500団体の自治体が導入されております。この導入につきましても、ほん最近、去年とか一昨年とかに導入されただけですので、その効果というのはまた今後出てくるようには考えておりますので。

中川委員 今年度で1,350万円程度、来年度からランニングコストで350万、住民の方々の貴重な税金を使ってしていただくわけでございますので、そういうメリットの出るように、ぜひとも努力していただきたい、それだけ申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。  
次に、その他について、各委員から質疑意見等がありましたらお受けい

たしたいと思います。 木田委員。

木田委員 決算委員会の中でやっておられることなんですけど、決算の不用額調書の中ですね、11ページなんですけども、土地改良事業費の中で、工事請負費のですね、農道整備工事、幸前地区において、工事執行に対し、地元より工事中止要望があり、実施しなかったためというような説明がされておりますねんけども、その内容をですね、どういうことで工事中止要望があったのかですね、それを教えていただきたいと思います。

委員長 清水観光産業課長。

観光産業課長 この土地改良事業でございますが、幸前から2件ございました。その中で本来はそのまま引き継ぐということになっておりましたが、役員さんが代わられて、幸前のいろんな要望が出ているなかで、優先順位をかえていくということで、それを置いておいてくれということで、そのような形で出ております。

木田委員 そやけど、それまでに至った状況をですな、私ここへ来てですよ、副会長で来た時にですな、残地について30cmが18mか、なんか残ってる部分について寄付採納をしてもらわなければ、その何はいたしませんと、はっきりと言うておられるんですよ。それにこれなんでこの工事進められてですね、買収されているわけですよ。だからそういう点がね、私ら議員としてそないしてきて話しているのに、まったく別な方向に進んでおるといのはおかしいのちゃいまっか、それは。なんぼ補償工事や言ってもね、そんなん私自体、本人が直接来て話し聞いているわけですよ。だからそれがですな、こないして、いつ、そうしたら用地を買収しはってでっせ、それをいつ、この人らが誰か知らんけど来はってでんな、ほんで工事中止をされたかということのをでんな、私はそれ知りたいなと思いますわ。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設  
部長 申し訳ございません。その工事を中止、いつ誰が来たかという部分についてはですね、今、詳細はようお答えしませんが、先ほど課長が言いましたようにですね、地元水利組合長さん等が来られまして、何度も話をしている中で、地元としてやはりまとまらない、だから今回は見送ってくれということで、強く、強く要望をされますので、当然地元をまとまらないところをですね、町が進めていくというわけにはいかないので、今回は見送らせていただいたということでございます。

木田委員 そのまとまらない原因をつくったのは町と違いますのんか。

都市建設  
部長 町でまとめるという問題ではなく、地元でまとめていただくという問題でございますので、町がそういった原因をつくったということでは、まったくございませんので、ご理解を願いたいと思います。

木田委員 そしたらその時、私と来た時にですね、それ立ち会うた人をですよ、その人がその残地についてですね、寄付採納してもらうまでは、その何はいたしませんとはっきり言ってはりますやんか。せやのに勝手にそないして前へ進んでてですよ、それやから休止要望がでたのと違いますか。私はそういうふうには思っています。

都市建設  
部長 私どもがお伺いしておりますのは、以前のまとめておられた方がですね、独断的に進められていたと。全体がまとまった話ではなかったんやということも新たな水利組合長さんから申し出を受けまして、そういうことであれば、それをきちっとまとめていただかないと、やはり事業は進められませんということで、判断をさせていただいたというところでございます。

木田委員 せやから、水利組合長と、今、副してはる人もここへ一緒に来てそれ聞いてはるから、だからそれを寄付採納してもらうまでは進めないということですよ、それで今まできてたのにでんな、これ勝手にそういうふう



前へ進めて、ほんで休止になって、そしたらその用地買収した、それどないしておきはるわけですか。今何も休止や言うて、それ、いつになったらできますの。

都市建設 今、委員がおっしゃっていただいております用地の方は一部取得をさせて  
部長 いただいております。これは当然事実でございます、当然地元の要望  
ということで斑鳩町といたしましては、皆様の要望にお答えするという  
ことで、用地買収も進めてきたわけでございますけども、現状で地元がどう  
してもまとまっていないというところでの申し入れを受けておりますの  
で、今後地元の方で話がまとまっていただければ、これはまた再開をする  
ということであろうかと思っておりますので、今既に取得させていただいた土地  
については、一応今斑鳩町の所有地となっておりますので、当面このまま  
維持管理をしていく必要があるかというふうに思っております。

木田委員 そしたらその土地はどこからどこまでなんですか。国道へ出るまでか、  
秋葉までのその間まで入れての何になっているんですか。

都市建設 すいません。申し訳ございません。細部につきましては、ちょっとここ  
部長 で具体的に、図面もございませんので、ようお答えしませんので、また改  
めて委員の方にはご報告させていただきたいと思っております。

木田委員 だからね、私は何もこんなこと言いたくはないけどね、そやけどやっぱ  
り私が来た時にですね、その残地についてですよ、寄付採納を受けてから、  
その何を進めていくということをおっしゃったからでんな、だからそれを  
言っているわけであってでっせ。だからその中では1人の人はうちの石  
積んであるところを取ってもらっても町に協力するからというようなこと  
も言っておられる方もいてはるわけですやんか。それに性急にそういうこ  
とをやるいうことはね、私ら来て言うたって何にもならへんということや  
ったらね、そなん町は何してんねんとなってくるわけですやんか。だか  
らそういうところはね、どういう形でそれ取得されたんか知らんけど、そ

んなん取得されたんやったらしたように、私は、今現在も自治会長もしてまんねんで。だからそれらも、その時もでんな、水路の上でポイントか何か打ってはった時に、これはその道路の何しはることでっかと言ったら、いや、違いまんねんと、何かのポイントで打っているだけですわいうような、そういう返事の仕方やったんですやんか。だからそんなことまで、嘘をついてまでね、せんでも、そんなんこの事業、幸前の自治会の要望やったらそれはっきりと言うてでんな、それからの話とちやいまんのか。それより先に買収してもおてでっせ、それ地元がそんなん組合長が代わらはったら、その人が来て話聞いてはるねんから、そんなんもんおかしいってなりますやんか。だからそれやったら後先逆と違うんかなと、私はそういうふうと思うねんけど。だからそういうことのないようにでんな、事業進めるんやったら、それなりにきちっとした何で、順序を踏んでやってもらいたいなと思いますねんけども。

都市建設  
部長

今、委員おっしゃっていただきますように、われわれとしてはですね、当然地域からのご要望にお答えするということが、これまで順序を踏んで進めてきたつもりでございます。当然、斑鳩町が税金を投入して道をつくりかけているわけですから、最終通すというのが目的です。ですから、中途半端な状態で進めるということには当然なりません。その中で進めてきたわけですけれども、いろいろ地元の事情があってということでの話をいただきまして、何回も話をさせていただいた結果、こうなったわけでございますので、こういったご意見をいただいたということにつきましてですね、町の方に休止ということで申し入れていただきました水利組合長さん等にこういったご意見をいただいているということで、返してはいきたいと思っております。

木田委員

そしたらもう水利組合長っていうんですか、その人の意見というのが絶対なんですな。そしたらわれわれ幸前の自治会の何っていうのは放ってきぼりされてでんな、町民のほうの方が大事とちやいまんのか、そんなん水利組合の代表だけでそんなん決められてでっせ。

都市建設  
部長 一応ですね、この事業につきましては、町代表窓口の方がですね、水利組合長ということになってございまして、その方とお話をさせていただいたと、いうことは、これは、そういう形を取らせていただいておりますので、自治会長さんのほうにですね、話がちょっと通じていなかったということにつきましては、またこういったことを水利組合長さんにも申し伝えさせていただきたいと思います。ので、ご理解をいただきたいと思えます。

木田委員 だからね、もう水利組合長もおそらくその内に代わらはると思うからね。その時にはそうして貴重な税でもって取得された用地についてはですよ、やっぱり道路として活用してもらわなければでんな、その土地を何年も遊ばせておくということのないようにでんな、やってもらいたいなと思えますねんけど、それについて、とにかくその人たちがやっぱりおられたら、その意見を聞き、また、そうでなかったらそのまま放っておくというようなことのないようにでんな、やっぱりそないして、やっぱり公費をかけた以上はそれを形に出してもらいたいなと思えますねんけどね。

委員長 小城町長。

町 長 いずれにいたしましても、木田議員ご指摘のように幸前という大字の中で、いろいろと水利組合とか、そういう補償の問題とか、いろんな関係等をおっしゃっているわけですけども、以前からでも、仮にここに道路を付けてくれということで入札しても、これを中断してくれということもございましたし。やっぱりまとめていただくというのか、水利組合長が権限があるのか、補償工事関係等については誰がそういう形になるのかですね、そこらはやっぱり統一していかなかったら私はどうにも進まない。前にも公民館用地ということで、公民館用地を買わせてもらったら、それは無理やと、だから公園でもしてくれということで、一応公園になってますけれども、そこらのところは十分ですね、議論をしなかったら、私は、こないだ

も焼却場の関係についてですね、説明に行かせてもらったら、今度は公民館作りますねんとおっしゃっていただきますけども、やっぱりそういうことについて、皆さん方が、そういう、ご意見を十分に聞いていただいて、そしてまとめていただくというのが、私はやっぱり正論だと思いますし、そういうことについて、木田自治会長、自治会長である私のところに連絡ないとかいうよりも、自治会長あるいは水利組合長、そういう補償の関係と統一をしていただくというのが私は一番大事やないかなと思っております。なんか今ずっと幸前の関係等について、いろいろするけれども、あいつが勝手にやっとなねんと終わってしまうということではなしに、全部がですね、そういうことに協力をいただくということが一番大事やないかなと、私に聞いても知らんねんと、ただ私、役場へ来たら、そんなことはありませんとかいうことよりも、一番権限のある水利組合長があかんと言われたらできませんし、私の関係もいろいろとあこで草刈りをしてほしというて、草刈りの関係もしたら、なんであんなもん出すのということもございましたし、いろんなご意見はあろうと思いますけども、やはりまとめていただくのが、何も町が絶対にそれをやるとかやらんとかの問題よりも、やっぱりまとめてもらって順調に工事が進める、そういう段取りをしていかなかったらなんぼでも遅れていくというのか、そういうこともございますので、どうか木田委員さん、ちょっとそういう点についてはまとめていただいてですね、よろしくご配慮願いたいと思います。

木田委員 町長はそうしておっしゃってますけどですよ、私はそりゃここへ来てははっきりと聞いているわけですよ。だからやっぱり職員にもそういうことのないようにやっぱり、町長がそれを指揮するのが町長の責任と違うかなと私はそのように思いますねんわ。別に私、それやる、やらんについては別に結構なんですよ。だけど、その時にですね、一緒に来た人連れてきてもよろしいやんか、教育委員会のあそこの応接室で、やっぱり2人の人の地権者の30cmの18mかなんか知らんけど、図面、何を見せてもらってでんな、それが残ってあると。その代わりこれを寄付採納してもらったらこれを拡幅すると、はっきりとそういうふうに言われているわけです

やんか。だからそれを先に守ってもらわなでんな、そんなんそっちのほう残しておいて、その分を余計に買い足したというふうにとられてもいたしかたないんちがうんかな、4 m道路やったら4 m道路ということでね、そんなんやったら、今現在、町道としての機能を果たしているのは30 cm引いたら、2 mちょっとしかあらへんのと違うかなというふうに思いますやん。そしたら、1件の方はうちは石垣取ってもらっても協力するよって、っていうふうな人もいてはるからね、だから、その辺のともちゃんとして交渉をしておられるのかなということのでんな、申しあげておるのであってでっせ、やっぱり順序を間違えんようにでんな、今後とも進めてもらいたいなと。だから今のこの件については、とにかく話をさせていただいて、道路形態になるようにでんな、進めてもらわな、そんなん無駄な公費を使っていると、私はこのように申しあげておきたいと思いますわ。そんなん、今これ、前年度で中止になったということで、地元の要望でしゃあないなあなと思うけどでっせ、その人らのためにでんな、これ何年も放っておかれたら、それ公費そんだけ投入して、何の効果がありますの。そんなんやったら他にしてほしいことあると思いますわ。だから、そんなことも考えたらね、地元の要望で、ずっとでてきてた要望なんですけども、とにかくあの道、その時の何ではですね、国道へ出るまでの話やったと思いますわ、けどもそれから北へ行く道についてはですよ、要望書も出ているからそれは納得できますやん、けど、その段差を取るためにそんだけ掘げなあかんようになってんとかいうふうなでんな、理屈ていうんですか、そういうふうなものが出てきてですよ、それで知らん間にそれが買収済んでたと。それで、またやっぱりそこへ鉄板も敷かれてですよ、それでまた、水利の人ですか、なんかどけよと言われて、それもどけたとか言って、もうそんなん自治会自体ぐちゃぐちゃにしているのは町と違いますの。私はそのように思いまっせ。そんなんこれを寄付してもらわな、せえへんって言ったやつ、それを進めているわけですよやんか。それを違う言わはるんやったら、私連れて行きまんがな、それ何して。

都市建設

今、委員さんおっしゃっていただいていますように、個人的には協力をす

部長 るという方も当然おいでやということで、そういった話もあったということでございますし、そういったことも水利組合長さんに再度お伝えをいたしまして、地域としてこういった声もあるということで、どういう形でまとまるかというところらへんを、また水利組合長さんにお話を申しあげたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

木田委員 とにかくちゃんとした形で、町民に説明のできるような方法ででんな、やってもらいたいなということをお願いしておきます。それで、また、明日もまた厚生委員会でちょっとそれに関係して申しあげたいと思います。それは予告ですけども。

委員長 よろしいですか。 小野委員。

小野委員 ちょっと私もお願いっていうかね、どのように解釈したらいいのか聞きたいんですけども。今、町営住宅2戸入居者募集されておりますが。実は私の知り合いがタイミング的に昨夜相談に来られました。決算委員会の時にいろいろ来られたとかね、また別の人なんですけどね。その方はこの募集の要項っていうんですか、それらは、で帰っておられたんですが、窓口で一応どういう状況か仮に聞いておられると思うんですね。その方は言っているのかなと思うんですがね、離婚しようとしておられるんですね。だから現在はご主人と同じく、ご主人の名義の建物にお住まいされている。それで、それにつけてもね、やはり後々のことを考えながら、募集がちょうど町営住宅があるからね、そこへ書類をもらいにきたところ、窓口の方はちょっと難しいような話ですね、持ち家があるという状態、それで離婚したら完全に持ち家じゃないですよ。だからたぶん後でその担当の、建設課やね担当しているところ、そこで相談されて、20日からですかね、申し込み受付されるの、受付できない可能性が多いようなことをおっしゃっていると、内部で協議した結果ね。その連絡が来ているので、どうしたものかなということで、私もこれを一応もう一度精査しようと思って、昨日いただいて帰りました。確かに申し込み資格等には持ち家の方は原則と

して申し込むことはできません、原則なんです、これも。ただし、入居指定日までに持ち家の所有権を移転することができる場合は申し込むことができますということで、どっちが先かというのも、するんやったら先に離婚したらよろしいやんかというのは簡単なんです。だけどその方にとってみれば、離婚してしまって、家から出てしまって路頭に迷うということにもならないかなと心配しておられますしね。事実、これに当たったら思い切って離婚という話になるのか、どういう状態か、その離婚ということについては、もちろんタッチできないことだし、その思いで申込書を来たとして、そしたらそういう話で、20日の日に持って行っていいものかどうか迷っているんだというね。私は直感してね、それは申し込みは、拒否する理由には、積極的な理由にはならないと、そのように判断したんですがね。たぶん無理だと言われているのでどうかなということをはりします。それとね、その方がね、いつやったか最近だと思うんですが、県営住宅の募集があったので、同じことで申し込みされたそうです。この公営住宅の申し込みのこういう募集要項というのはたいがいよう似ているんやと、県営住宅はとってないんでわからないんですが、その時は受付の方にその旨を話して抽選にも参加してきたと。残念ながらはずれたということで、斑鳩町の方ですから今回2戸あるということで、さっそく受け付け窓口へ行かれて、そういう状態で今思案しているという状態なんですけどもね。どうなんですかね、ぶっちゃけた話。私たちは、その方は県営住宅にはそうして抽選には参加させてもらったのに、町の担当課のほうでね、だめだという返事はもらってないんやけども、難しいという返事、出してもらっても受付できないかなというようなニュアンスで説明されているみたいなんですがね。その点、どのようにね、同じようなことで県は抽選ということに参加させています。町は同じ状態で、やはりだめと判断されるのかね、それをお伺いしたいと思います。

委員長 川端建設課長。

建設課長 町住の申し込みで、その申込者の今現在の状態で判断をさせていただ

ておりますんで、基本的に持ち家の方はだめということで、今現在は同居されておられると思いますねんけど、そういう内容で説明を受けて、担当者がちょっと難しいですなという判断をしたと思いますねんけど、ちょっと状況等もっと協議させてもらって、受付段階でまた相談させてもらいたいと思います。また、その切れ目等もいろいろありますんで、原則的には今現在は持ち家であつたら受付できないような状況になると思います。

小野委員

先ほどちょっと説明しているなかに、系列的にこう説明している中でちょっと舌足らずのところがあつたと思うんですが。その方は来られた時には窓口、もちろん課長も、補佐もたぶん議会のほうに来られてたかどうか知りませんが、席をはずしておられたと。それで係の人が一応これを渡しておきますと。その係りの人が内部でということは、建設課でね、その状況を聞いて、もちろんその方は県営住宅には申し込みを受付してもらえませんでしたという事実もおっしゃたらしいんですよ。で、その上で内部で協議した結果、難しいという返事を電話連絡をされとるんです。だから課長、もうそれ誰ということもわかってくると思うんですよ。その連絡した人が独断でね、課長にも報告しないで協議もしないでしたんじゃないと、私は思います。その上での議論というかね、住民に、そこまで同じようなことをして当たり前と違うのかなと私は思っているんです。これは県もね、拒否しているんだつたらいたしかたないかなと思うんですが、県はそれで、同じようなものがあると思うんです、持ち家の方は原則として申し込みできないと。だけどその方は離婚を考えています、住むところが決まればさっそく離婚をします、そういうところまでいっておられるみたいなんです。だから、その方はね、当たらなあかんねんとかそんなんじゃないんです。そういう町営住宅、公営住宅の抽選にも、その方にとつたら申し込みに行こうと思つたら、玄関で無理ですよというように指導されたということなんです。それで悩んでおられるんです。だからね、もう一度と言うてもね、もう一度協議してもらつたら結構ですよ、そりゃ課の中で無理だつたら全体で協議していただいたら結構です。こういう前例がないから、離婚という話の前例がないから無理ですよというようなね、そういう判断をしてい



るんです。私は議員として、それは職員全体の人、全部の人、もちろん幹部の方ももちろんそうです。副町長も、町長も。前例がないからね、住民のためになるようなことをしない、そんなんでは情けないなと思います。やはり率先してね、住民の利益のためにはね、やってもらいたんです。いろんなことやっていますよ。町長にもいろんなことでやってもらってますやんか。新聞にも載るようなこともやってもらってますやんか。前例がないから、それでしかも前例はその人が言ってはるんですよ、ね。県営住宅でこの前抽選に参加してきました。同じことを言うてます、同じ条件です、まったく同じ。同じ公営住宅で、県ではそれはなんら大丈夫ですということで、申し込みをして抽選をした、残念ながらはずれましたけれどもね。まあそれでちょうど町営住宅の募集があるということで行ったら、こういうことです。だからさっそくここですぐに返事をしてくれとか言いませんけどね、悩んでいる時間が長いんです。だからこの委員会が終わればさっそく結論を出してもらって、電話番号も言うているはずですよ、向こうは。だめですよというような返事をしているんですよ、前例がないから、だからその方にさっそく電話してあげてほしい。それで20日から持ってきてもらいたい。そのように思います。

委員長 小城町長。

町長 小野委員おっしゃっていただくようにですね、県住はそのまま直接出さったんか、聞きに行きはったんか、それは恐らく聞きにいつておられないと思います。直接出さはったんだと思います。

小野委員 あのね、同じ形でその申し込みの受付のそこへ、こういう状態でもいけますかということで、募集要項を取得してね、やはり自分自身も疑問を持ってながら、持ち家の方は原則として申し込むことはできません、同じことを書いてあると思います。当然ですよ。だからこのことについて自分も少し心配だからまず電話で受付の人にこういうことなんです、いやそれは大丈夫ですよと、そういう事情があるんだったら、その証明とかね、

そんなんじゃないなくて、このままの状態です。申し込んでくださいということで申し込まれて、残念ながらたくさんいて抽選にももれたということです。だからそのこともどこまで、私にその県住の話をしておられるのと、担当の方にね、それは言うたんですかと、私言いました。それで内部で協議をしてから返事しますという返事が2、3日前にきたんやと思うんです。その時に前例がないからという、一番の原因ですね。だから前例がないから、そういうことで遮断するということはね、私は断じていかんと思いますんでね。

委員長

池田副町長。

副町長

町といたしましても、条例に関わらず、法令もそうなんですけれども、原則としてという文言が入っている場合につきましては、やはり想定外も想定しているということでございまして、一番グレーというたらあれ、取り扱いに困難な場合が生じるであろうということを想定して条例を制定しております。ですから県の条例も参考にしながら、原則としての取り扱いについて、内部で協議をしてまた回答をさせていただきたいと考えております。

小野委員

確かにね、要綱ですしね、難しい判断をしなければいけないと思うんですがね。また、そういうことを悪用して入居者に決定してしまう可能性もなきにしもあらず、その点は私もわかるんですがね。このことについてはね、後にも書いてありますが、入居指定日ですか、それまでに持ち家の所有権移転を、移転が完了するまでは、入居決定通知書を交付できませんと、こういう交付指定日の欄にも書いてますしね。6月議会で暴力団を排除するための条例、これについてもいろいろ意見を言わせてもらいましたがね。やはり基本は守らなければいけないという、それは重々わかるんですよ、だけどそれをもって、原則をもって、それがだめやというようなね、やっぱりもう1回全体で練ってもらいたい。またそういうことで、もしそういう申し込みができるんやったら、一応しようかとかいう人が出てくる

かもわかりませんが、もう1つのチェック機関も働いてきますのでね。今回ぜひともそういう扱いをしてあげてもらいたいなと思いますねんけども、お願いしておきます。

続けて、別の件なんですけれどもね。これは返事というか、私は建水の皆さんにぜひとも認識を新たにしてもらいたいなと思いますので、幹部の方はご存知ですけども、昨日、教育委員会費の中でね、あまり細かいことは言いませんが、小・中学校の壁掛け扇風機の問題。監査委員さんからも不適當であるということも、なにか口頭での注意もあったということもお聞きしておりますがね。断じて、入札いろいろこれからも発注もされていきますが。あのことをやってもらったら、これはだめです。小学校のほうの工事についてはね、皆さんご存知のとおりダンピングの対象というか、それにあたります。しかも業者がね、民間がダンピングしたということで、公的な、もし調査に入った場合にね、それを課長の説明ではそれをしてくれというようなね、予算がこれだけやから、それでしたと。こんなことがね、やはり通常絶対にしたらいかんことです。それと後で中学校のほうで入札をしている。それは正当な価格で入札をしていますし、企業努力の範囲内での落札率だと思いますし、ダンピングの可能性はないんですよ。だから、その業者も斑鳩町の業者です、両方ともね。これダンピングの疑いがあるような業者、泣かしたんやなということで納まらないんですよ。なぜかと言ったら、斑鳩町の業者には少しでも利潤をとってもらわなければいけないんですよ。利潤を度外視させるような行為をこちらから誘いをかけたりすることは断じて許されることではないんで、今の建水の皆さんもその時に出ておられませんでしたのでね、あえて言いますのでね、そういうことは絶対に今後しないでほしい。貸し借りをつくるということ以前にね、公正取引委員会からの指導が入るかもしれません。それを促したのが、発注者側がこんだけしか予算がないのでということで、行ったように判断されたら、やはりこちらにも傷がつく。業者がね、ダンピングしてきた、それでというのは、普通の入札の場合でしたら、必ず低入札価格とかね、いろんな部分もありますのでね。入札でダンピングしてきたら、その業者が調査されるでしょうし、昨日の説明では、こちらがこういう予算で

したのでとか、そういうことですので、あえて申し上げます。そのことは重々今後、議選の監査委員さんにも先ほど確認したら、しっかりとそれは言うてますということでしたので、議員としてもお願いしておきます。よろしく申し上げます。副町長ひとことコメントをお願いします。

委員長 池田副町長。

副町長 昨日、教育長のほうからも答弁させていただいておりますけども、やはり監査委員さんも正当な経済活動に支障をきたす、また、業者と貸し借り云々したらまた変な誤解を招くということで、今後、十分注意してまいりたいと考えております。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 他になれば、継続審査についてお諮りいたします。お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

委員長 次に、先進地視察についてでございますが、委員より、公共下水道の接続率向上や観光振興についてなど、視察のご希望をお聞きしまして、できるだけ委員皆様のご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ば

せていただきました。

香川県多度津町においては、公共下水道の接続率向上のため、「下水道貯金」や「貸付金の利子補給制度」などを実施されており、参考になるのではないかと考えました。また、香川県高松市は、観光ボランティアガイドが活発に活動されておられるなど、観光振興に力を入れておられ、ぜひ、実際に高松市での取り組みを勉強したいと考えたものです。そのようなことから、今回、視察先として選定させていただきました。

視察の日については、10月25日（火）から10月26日（水）で、25日朝に斑鳩町を出発しまして、午後から多度津町を視察し、視察後、宿泊。翌朝、高松市を視察したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり、先進地視察を実施することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。その他については、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、副委員長とも相談した上で、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

委員皆様にはいろいろと継続審査の関係等についてご審議をいただきました。特に公共下水道事業に関することについては、今また今度、入札を行って発注するわけですけれども、いずれにいたしましても、これからこの公共下水道の仕事が増えてまいります。そういうことも踏まえて、事故のないように万全を期してまいりたいと思います。また都市計画道路、あるいはJR法隆寺の関係につきましても相手もあることでございますけれども、できるだけ相手とお会いしていただける環境をつくってまいりたいと思います。特に、今、JR法隆寺駅の北口の関係、1件の関係については、お母さんがその時は町に協力をすると、お金は絶対に渡さないでほしいということまで言っておられたけど、病気で亡くなられたということから、息子さん2人の関係等についてなかなかうまくいかないという現状でございます。それについても職員はマンションのところに行って、開けてもらわなかったも、ポストにはさしていただいて、こういう事情ですということも書き入れてやっているわけでございますけれども、なかなかそれに対するあれはない。1回はちょっとはそういう去年に会ったんですけども、今のところはお会いする気はないということでございますけれども、粘り強く頑張っていきたいと思っています。あと、各課報告事項につきましては、いろいろと中川委員からもご指摘がありましたように、町の税金を使うわけですから、そういう点についてはできるだけ収納ができる、税金の効率化というのを十分に考えた中で、努力をしてみたいと思っております。その他委員さんからご指摘のありました関係等については、担当で整理をしてみたいと思います。そういうことでございますので、本日は本当にありがとうございました。

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午前10時16分 閉会 )